

事業目的

- 子供たちの豊かな成長に欠かせない自然体験、農山漁村体験、海業体験、登山、文化芸術体験などの学校等における様々な体験活動を引き続き着実に支援。
- 学校とより広いコミュニティが相互に連携・協働する体験活動の機会を充実することで、自己肯定感や協調性など、児童生徒のウェルビーイングの向上を図る。
- 不登校児童生徒を対象とした教育支援センター等が実施する体験活動も支援。

事業概要

学校等における宿泊体験活動の取組に対する着実な支援

（1）宿泊体験事業



①小学校、中学校、高等学校等における取組

- ・学校教育活動における2泊3日以上の宿泊体験活動の取組に対する補助

②学校教育における体験活動導入のための取組

- ・教育委員会が主催する夏休み期間中等に希望者を募って行う1泊2日以上の取組に対する補助
- ・農山漁村体験活動をこれまで実施していない高等学校等の取組に対する事業費の補助

③不登校児童生徒を対象とした教育支援センター等における体験活動の取組

- ・教育支援センター等における取組（1泊2日以上または日帰り）に対する補助

（2）地域における体験活動推進協議会の開催

- ・各自治体において、様々な体験活動を推進していく上での課題や成果について協議を行うほか、好事例の収集、各学校への情報提供や取組の普及を図るために開催する協議会への補助



対象校種	小・中・高等学校等	実施主体	都道府県・市区町村
補助対象経費	宿泊費、活動参加費、謝金、交通費、会場借料 等	補助割合	国 1／3

経済財政運営と改革の基本方針2025

(R7.6.13閣議決定)

『質の高い公教育の再生
豊かな感性や創造性を育むための体験活動
(略) 等を推進するとともに…』

地方創生2.0基本構想

(R7.6.13閣議決定)

『関係人口との地域をマッチングする中間支援組織を育成しつつ、こどもの農山漁村体験の推進や棚田の保全・振興を通じた地域外の住民の参画など様々なコンテンツを活用し新しい人材の組み合わせを促す個別の取組への支援に取り組む。』

教育振興基本計画

(R5.6.16閣議決定)

『○体験活動・交流活動の充実
・新型コロナウイルスの影響などにより減少した青少年の体験活動の機会の充実のため、地域・企業・青少年教育団体・学校等の連携により、学校や青少年教育施設等における自然体験活動や集団宿泊体験活動など様々な体験活動の充実に取り組む（略）。
・異なる組織や集団の境界を越えた交流活動の機会充実のため、様々な体験・交流活動（自然体験活動、農山漁村体験活動、国際交流活動、地域間交流活動等）の充実に取り組む。』